

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

平成30年6月にクレーン等安全規則など関係政省令の安全帯に関する規定が改正されました。「安全帯」は「墜落制止用器具」に改められ、フルハーネス型を使用することが原則となり、フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う労働者には特別教育を実施することが義務付けられました。

クレーンや移動式クレーン等の関連作業についても、クレーン等安全規則が改正され、クレーンに搭乗する際や組立て等の作業の際には、墜落制止用器具の使用が義務付けられました。

これら改正規定は平成31年2月1日から適用されます。つきましては、当支部では下記の通り特別教育を開催しますので、関係作業の方々が受講されますようご案内申し上げます。

【参 考】 特別教育が必要な業務として追加された業務(労働安全衛生規則第36条)
「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」

1. 開催日時 第1回:2019年 5月29日(水) 9:00~16:10 (休憩時間を含みます。)
第2回:2019年 6月27日(木) 9:00~16:10 (休憩時間を含みます。)
2. 開催場所 一般社団法人 日本クレーン協会 茨城支部 学科講習会場
水戸市城南1-2-10 水戸城南ビル2F
3. 受講資格 資格は問いません
4. 定 員 20名 (定員になり次第締め切らせて頂きます)
5. 受講料 9,800円(テキスト代含む・税込)
6. 講習科目 (1) 作業に関する知識
(2) 墜落制止用器具に関する知識
(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)
(3) 労働災害の防止に関する知識
(4) 関係法令
(5) 墜落制止用器具の使用方法等
7. 申込方法 別紙申込書にご記入(写真貼付)のうえ、郵送又は当協会へ持参して下さい。
8. 申込締切 第1回:2019年 5月17日(金) 第2回:2019年 6月14日(金)
※それ以前に定員に達した場合は、締め切らせて頂きます。
9. 振込先 (1) 受講日の2週間前までには、申込書の送付及び下記指定口座へお振込下さい。
振込口座：常陽銀行 下市支店 普通 No.1387144
シャ)ニホンクレーンキョウカイイバラキシブ
(2) 申込後の取消については受講料のご返金はいたしませんので、日程等をよくご確認のうえお申込下さい。
(3) 受講人数が5人に満たない場合は、講習会を中止することがありますのでご了承願います。
10. 問合せ先 一般社団法人 日本クレーン協会茨城支部 (〒310-0803 水戸市城南1-2-10水戸城南ビル5F)
TEL 029-306-9991 FAX 029-306-9992

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

受講日 ▪ 2019年 5月29日(水)

▪ 2019年 6月27日(木)

※希望する回に○をつけて下さい。

受講番号	※		写真貼付 縦3.0cm×横2.5cm 正面(胸より上) ・脱帽・無背景・6ヶ月以内撮影 (顔のみ・不鮮明な写真・コピーは不可)
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和 平成	年 月 日	
現住所	〒		TEL
事業場名 (会社名等)			
所在地	〒		
担当者名		TEL	FAX

上記のとおり申し込みます

20 年 月 日

一般社団法人 日本クレーン協会茨城支部長 殿

受講者氏名

㊞